

第58回 民法（債権関係）の改正

法務・コンプライアンス室

（監修 弁護士 三浦雅生）

民法が大改正されます。本年（平成29年）5月26日に民法改正法（債権法関係）が国会で成立し、6月2日に公布されました。

現行の民法は明治29（1896）年に制定、同31年に施行されました。1896年といえば日清戦争が終わった翌年で、アテネでは第1回夏季オリンピックが開催されました。ちなみに新橋―横浜間に鉄道が走ったのが1872年です。

民法は①総則編、②物権編、③債権編、④親族編、⑤相続編の5つの編に分かれています。昭和22（1947）年には親族編・相続編が全面改正され、平成16（2004）年には現代語化という大改正を経ましたが、抜本的な改正には至らず多くの規定が実に約120年間改正されないまま現在に至っています。今回成立した民法改正は、このうち債権編の改正が中心であるため、「債権法改正」と呼ばれています。

なぜ改正されるのか

今回、なぜ民法が改正されるのか、改正の目的は大きく分けて2つあります。

一つ目は、社会や経済の変化に対応することです。例えば現行法では、隔地者（意思表示が即時に到達し

ない相手方）に対する意思表示はその通知が相手方に到達した時から効力を生ずる（到達主義）と規定し（第97条第1項）、例外的に契約の承諾の意思表示に限って承諾通知を発信した時に成立する（発信主義）としています（第526条第1項）。これは承諾通知を発した時に契約を成立させて取引を早く安定させる主旨と説明されていますが、インターネットで承諾通知を発信すれば瞬時に相手方に到達してしまう現代社会ではこれを区別する理由が解消されたため、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第4条で「隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については適用しない。」と原則の到達主義に戻しています。標準旅行業約款でも「契約の成立時期」（募集型では第8条）がややこしくなっているのはこのためです。改正法では、この契約の承諾の意思表示についても到達主義が採られることになりました。

二つ目は、国民一般にわかりやすい民法を目指すということです。なにしろ明治時代に制定された法律なので、条文に記載されていないにもかかわらず判例などの解釈を通じて運用されていた点について、民法の条文で規定することによって一般国民にわかりやすい民法を目指すとしたものです。例えば錯誤（第95条）の規定などが修正されます。

何が変わるのか

では民法の何が変わるのか。大きくは①保証人の保護、②消滅時効、③法定利率、の各ルールの変更と④定型約款の新設が柱です。

このうち私たち旅行者に一番馴染み深いのは④の

定型約款の新設でしょう。ご存知のとおり、現行法には約款に関する明文規定がありません。約款は契約内容となり得るものであるにもかかわらず、その法的根拠が不明確な状態に置かれています。

そこで、改正法では、定型約款を「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう」と定義付けしました（改正法第548条の2第1項）。また、定型取引をすることの合意（定型取引合意）があった際に、①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときのほか、②あらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときにも定型約款の個別の条項についても合意があったものとみなすと規定されました。これにより、「パンフレットを見ていないから取消料を支払わなければいけない」とは知らなかった。」などの苦情に対しても、②を根拠にお客様との間には定型約款合意があったと主張ができる余地が出てきたように思われます。

いつから変わるのか

民法改正案は、平成21（2009）年10月から5年余りの審議を経て法制審議会民法（債権関係）部会において要綱案が決定されましたが、時々政局で審理が延び延びになっていたものがようやく先日可決されたものです。改正法は、公布から3年以内に施行されることとで2020年6月までには施行される予定です。

折に触れて、当室からも民法に関する情報も発信して参ります。

（堀江）